

別記様式第6号の2

和 道 建 号 外
令和 8 年 1 0 月 5 日
(2 0 2 6 年)

和歌山市 都市建設局
道路河川部 道路建設課長

質 問 回 答 書

令和8年10月1日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和8年度	
工 事 (業 務) 番 号	第 2 6 0 0 0 1 5 2 号	
工 事 (業 務) 名	河西橋旧橋撤去工事その4	
工 事 (業 務) 場 所	和歌山市西藏前丁地内から北島地内まで	
質 問 事 項		回 答 事 項
1. 仮設工 汚濁防止フェンスについて 設計内訳書P2、仮設工 汚濁防止フェンス作業 区分設置・撤去 単-14、P14、単-41号、P42号、 単-64号、P65バックホウでの設置・撤去の積算と 思われますが、設置箇所が河川内でありクレーン 付き台船での設置、撤去が必要と思われます。設 計変更等対象となるでしょうか。ご教示をお願い いたします。		1. 受注後、設計変更の協議対象とします。

和 道 建 号 外
令和 8 年 1 0 月 5 日
(2 0 2 6 年)

和歌山市 都市建設局
道路河川部 道路建設課長

質 問 回 答 書

令和8年9月30日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和8年度	
工 事 (業 務) 番 号	第26000152号	
工 事 (業 務) 名	河西橋旧橋撤去工事その4	
工 事 (業 務) 場 所	和歌山市西藏前丁地内から北島地内まで	
質 問 事 項		回 答 事 項
1. 特記仕様書 第1章 - 第3節 建設副産物の処理について ②再生資源化等をする施設の記載欄に「汚泥」が記載されていますが、設計内訳書に汚泥の発生及び処分に係る項目が見当たりません。当該記載に対応する工種・項目についてご教示お願いいたします。		1. 記載誤りになります。訂正後の特記仕様書については別添「現場説明書及び特記仕様書」を参照。
2. 特記仕様書 第2章 - 第2節 仮設工について 2-2作業ヤード整備工の記載がありますが、図面及び設計内訳書に施工場所、規模並びに数量等の記載・計上が見当たりません。想定されている施工場所、規模についてご教示お願いいたします。		2. 作業ヤード場所について、別添位置図を参照。なお、当該箇所は関連工事にて事前に作業ヤードとして使用し、引き継いで本工事での使用を予定している。使用にあたり、変更となる規模・数量については、設計変更の協議対象とします。

3. 撤去コンクリート、基礎杭陸揚げ場について 撤去した橋脚コンクリート及び基礎杭を水上運搬にあたり、陸揚げ場の設定が必要となりますが、図面及び設計内訳書に記載ありません。特記仕様書2-6施工条件にて「撤去した部材の搬出は、係留施設からを予定している。」と記載されていますが、予定している係留施設をご教示お願いいたします。 4. 現場環境改善費について 本工事では、現場環境改善費の項目が見当たりません。現場環境改善に係る取組は受注者負担と考えてよろしいでしょうか。また、対象項目を実施した場合の設計変更の可否についてご教示お願いいたします。	3. 陸揚げ場について、関連工事で使用する場所と同箇所を予定しており、別添「陸揚げ場箇所図」を参照。 4. 現場環境改善に係る費用については、妥当性を確認の上、変更時に積み上げ計上を行います。
---	--

現 場 説 明 書

和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路建設課

1. 工 事 名 河西橋旧橋撤去工事その4
2. 工 期 契約日の翌日から起算して230日とする。
工事日数は土曜日・日曜日・祝日を見込んだ日数である。
年度をまたぐ場合は年度末に工期延期に係る変更契約を締結する（債務負担行為に基づく契約を除く）。
工事個所における現場作業は、紀の川の非出水期（令和8年10月16日～令和9年6月15日）内で完了させなければならない。（仮設の設置・撤去含む）
3. 工事箇所 和歌山市西藏前丁地内から北島地内まで
4. 入札について

この工事の入札に当り、設計図面、特記仕様書、工事請負契約書、各入札条件及びこの現場説明書をよく確認のうえ入札に応じること。

5. 契約条件

（1）第1条関係

第1項の「仕様書」とは、特記仕様書、数量総括表をいい、見積用設計書（金抜き設計書）は含まれていない。見積用設計書は、入札参加業者が適性かつ迅速に見積できるように資料として添付したもので、請負契約において拘束力の存するものではない。

また、第1項の「別冊の図面」のうち標準図又は参考図の標記があるものは、予定価格積算のための条件等を明示するためのものである。

（2）第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工実績等の施工能力、当該受注者が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、施工体制台帳及び施工体系図またはこれにかわる施工体制表によることができる。

（3）第9条関係

監督職員とは、和歌山市請負工事監督規程（最新版）による者をいう。

（4）第13、14条関係

本工事における、監督職員が行なう検査（確認を含む。）及び立会いについては、特記仕様書記載のとおりとする。

（5）第16条関係

受注者が本工事施工に伴い確保した土地は、所有者及び近隣住民に迷惑をかけることのないように責任を持って適切な管理を行うこと。

（6）第17条関係

破壊検査以外によることが技術的、経済的に可能である場合に限り、非破壊検査等その他の方法で検査を行なうことができる。

（7）第18、19条関係

①設計表示単位に満たない数量の変更は、契約変更の対象としない。なお工事数量の設計表示単位は、別紙数量総括表に示す。

②1式工事（数量を1式として表示した工種）については、原則として設計図面、仕様書で施工条件を明示したときは、その施工条件を変更した場合のみ、契約変更の対象とする。

③以下のような場合においては、設計変更できないことがあるので留意すること。

（ア）設計図書に条件明示のない事項において、協議を行わず受注者の独自判断により施工した場合

- (イ) 協議を行っているが、当該協議にかかる回答の前に施工した場合
 - (ウ) 受注者からの承認願いに対し発注者が承諾して施工した場合
 - (エ) 工事請負契約書及び仕様書等により定められている所定の手続きを経していない場合
 - (オ) 正式な書面によらない事項（口頭のみによる指示又は協議等）の場合
- ④設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更にかかるものは工期末までに行うものとする。

(8) 第26条関係

- ①発注者又は受注者は、工期内で、請負契約締結の日から12カ月を経過後、残工事の工期が2ヶ月以上ある場合は、賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額が不適当となったと認められるときは、相手方に変更を請求することができる。
- ②変更前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、請求があった日を基準として協議する。ただし14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。

(9) 第30条関係

第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

(10) 第32条関係

- ①検査は、和歌山市工事検査規程（最新版）により行うものとし、成績評定は、和歌山市請負工事成績評定要領（最新版）を用いて行なうものとする。
- ②第2項の「破壊による検査」には、非破壊検査を含むものとする。

(11) 第35条関係

- ①既済部分払いを選択した場合には、中間前払金の請求はできない。
- ②中間前払金に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の1/2（債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の1/2）を経過し、かつ、おおむね工程表等によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも1/2（債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の1/2）以上である場合とする。

(12) 第36条関係

前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下らないこと。

(13) 第54条関係

- ①第3項の「第1項の規定による保険以外の保険」とは、以下の保険類を表すものとする。
 - (ア) 工事目的物等に対する損害・・・建設工事保険、土木工事保険、組立保険、火災保険
 - (イ) 建設機械器具に対する損害・・・動産総合保険、機械保険
 - (ウ) 運送中の工事材料、建設機械器具に対する損害・・・貨物海上保険、運送保険
 - (エ) 工事施工に伴い第三者に与えた損害・・・受注者賠償責任保険
 - (オ) 工事作業員・作業員の身体損傷・・・法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、損害保険

②発注者及び受注者の帰責割合に基づいて受注者から請求のあった金額の妥当性を検討するために、発注者に以下の事項について通知するものとする。

- (ア) 被保険者（発注者、受注者及びその全下請負人）
- (イ) 保険金額（請負金額（支給品、貸与品がある場合には、その金額も含む））
- (ウ) 保険期間（工事着手から工事目的物の引渡し期間まで）
- (エ) 保険対象（請負契約の対象となっている工事全体）

6. 特約事項

- (1) 施工管理は、土木工事施工管理基準（和歌山県、国土交通省近畿地方整備局制定最新版）を適用する。ただし、特に定めていない事項については、監督職員の指示に従うものとする。
補足 和歌山県土木工事共通仕様書（案）
国土交通省土木工事共通仕様書（案）
- (2) 十分な現場条件の認識、工法内容の把握、施工状況の確認、判断等をしながらの施工管理が絶対条件である。故に、これらに対応できる熟練した経験と知識のある現場代理人、監理技術者を配置し、万全の体制で計画・施工に当たること。
- (3) 完成図は、監督職員の指示する様式により提出しなければならない。
- (4) 本工事の完成時に、道路管理関係台帳を提出する場合、作成内容・様式は監督職員の指示によるものとする。
- (5) 必要と思われる場合は、試験掘を受注者の責任において行うこと。
- (6) 着手にあたって、各管理者の使用許可条件に準じ必要な標識等（道路安全施設及び道路付帯施設の改良工事を含む。）を確実に設置しなければならない。
- (7) 現場発生品は現場発生品調書を作成し、別に指示する場所で引き渡さなければならない。
- (8) 仮BMを、監督職員の指示する方式に従い、施工用として設置すること。また、着手に先立ち、施工箇所の水準測量を行うこと。
- (9) 監督職員に報告なく増額施工した場合は、変更契約対象に認められない場合があるので十分留意すること。

7. 注意事項

- (1) 地元対策
工事施工については、地元住民に対し誠意ある態度にて接すること。また、施工中の工事に関する住民の苦情等は、適切に現場で対応するものとし、必要があるならば、監督職員と協議し対処すること。
- (2) 異議の申し立て
入札者は、応札前に設計書及び現場等を熟知し、その内容を詳細に照査し、疑義をただし、工事内容を承知の上で見積入札するもので、契約後は一切の異議を申し立てることはできない。
- (3) 緊急対策
本工事において不足の事故が発生した際を想定して、常時万全の体制を敷き、緊急時に直ちに対応できるよう配慮すること。
- (4) 補足事項
 - ①現場状況を十分把握したうえで入札に臨むこと。
 - ②本工事以外の他工事と並行又は前後して作業する出会い箇所については、事前に監督職員と協議の上その指示に従うこと。なお、受注者はお互いに協力して、安全管理に努めるとともに、工事全体の進捗に努めること。
- (5) 疑義の質問
入札者は、見積期間中に、仕様書、図面等において疑義のある場合は、関係職員の説明を

求めることができる。質問書は別記様式第6号を使用し、下記の担当課に直接持参、ファクシミリ、電子メール等で提出すること。ただし、ファクシミリ、電子メールにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。

質問書の提出期限は入札公告に記載し、質問事項の回答については、本市建設総務課ホームページにおいて公開するものとする。

受付場所 都市建設局道路河川部道路建設課
電話番号 073-435-1087 (直通)
ファクシミリ番号 073-435-1346
E-mail dourokensetsu@city.wakayama.lg.jp

8. 補足事項

- (1) 現場状況を十分把握した上で入札に望むこと。
- (2) 本工事以外の他工事と並行又は前後して作業する出会い箇所が生じた場合については事前に監督職員と協議の上、その指示に従うこと。なお、受注者はお互いに協力して安全管理に努めるとともに、工事全体の進捗に努めること。

質 問 書

提出日： 年 月 日

担 当 課		公 告 日	年 月 日
年 度 工 事（業 務）番 号 工 事（業 務）名 工 事（業 務）場 所			
質 問 書 提 出 者	所 在 地		
	商号又は名称 (共同企業体の場合 は共同企業体名)		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 事 項			

特 記 仕 様 書

和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路建設課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1-1 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、次の工事に適用する。
 - ① 工事名 河西橋旧橋撤去工事その4
 - ② 工事箇所 和歌山市西藏前丁地内から北島地内まで
- 2 受注者は、工事請負契約書及び設計図書（設計図面、各仕様書、現場説明書、質問回答書等をいう。以下同じ。）に基づき施工するものとする。なお、優先順位は下記のとおりとする。ただし質問に対して回答した場合については、その回答書を優先する。
 - ① 現場説明書
 - ② 本特記仕様書及び質問回答書
 - ③ 設計図面
 - ④ 数量総括表
 - ⑤ 土木工事共通仕様書[和歌山県]（以下、「土木共通仕様書」という。）
- 3 土木共通仕様書の第1編 第一章総則 第1適用 第1項については、以下のように読み替える。

土木共通仕様書は、本工事に係る工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 4 土木共通仕様書の第1編 第1章総則 第2用語の定義 第1項については、以下のよう読み替える。

監督職員とは、「和歌山市請負工事監督規程」に基づき、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が完全に施工されるよう監督し、受注者に対する監督行為を行なう者をいう。
- 5 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、土木請負工事必携及び土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第36諸法令の遵守によるものとする。
- 6 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。

国土交通省（建設省）	土木工事安全施工技術指針
〃	土木請負工事における安全・訓練等の実施について
〃	建設工事の安全対策に関する措置について
〃	仮締切堤設置基準（案）
〃	水質汚濁に係る環境基準について
〃	コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）
〃	発生土利用基準について
〃	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領
〃	道路工事現場における標示施設等の設置基準
〃	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）
〃	「土木コンクリート構造物の品質確保について」に係るテストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ調査について
和歌山県	建設工事公衆災害防止対策要綱
〃	建設副産物適正処理推進要綱

	公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について
	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
	建設機械施工安全技術指針
	道路工事保安施設設置基準（案）
土木学会	コンクリート標準示方書（構造性能照査編、施工編、基準編）
	コンクリートのポンプ施工指針（案）
	鋼構造架設設計施工指針
日本道路協会	道路土工要綱
	道路土工一擁壁工指針
	道路土工一盛土工指針
	道路土工一排水工指針
	道路土工一仮設構造物指針
	道路土工一カルバート工指針
	道路土工一施工指針
	道路土工一軟弱地盤対策指針
	舗装設計施工指針
	舗装施工便覧
	舗装設計便覧
	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
	舗装試験法便覧
	舗装の構造に関する技術基準・同解説
	道路構造令の解説と運用
	道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ
	設計便覧（近畿地方整備局）
	合成床版設計・施工の手引き（日本橋梁建設協会）
	鋼道路橋施工便覧
	道路橋床版防水便覧
	道路橋支承便覧
	道路橋伸縮装置便覧
	防護柵の設置基・同解説
	鋼道路橋塗装・防食便覧
国土技術センター	工作物設置許可基準
	河川土工マニュアル
日本河川協会	解説・河川管理施設等構造令
和歌山県	コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策実 施要領
北陸橋梁撤去技術委員会	橋梁撤去技術マニュアル

1-2 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

旧橋撤去（下部工）	一式
橋脚撤去	N=2 橋脚
橋脚基礎杭撤去	N=16 本
仮設工	一式

1-3 本工事の目的

本工事は、一級河川である紀の川に架かる河西橋の架け替えに伴う旧橋下部工の撤去工事である。

1-4 住民等との調整及び交渉

- 1 受注者は、工事施工にあたり、あらかじめ地元住民や関係者の理解と協力を求めるとともに、その意向に十分配慮して施工しなければならない。特に交通規制や夜間施工等については、事前に予告看板やお知らせ等にて十分に周知を図ること。また、回覧文書の作成や、地元説明会を実施する場合には、資料の作成や説明会への出席等発注者に協力しなければならない。
- 2 工事期間中及び工事完了後において、受注者は、付近住民や関係者からの苦情又は要望に対して誠意を持って対処しなければならない。
- 3 受注者は、工事に関して第三者から交渉を受けたとき、又は交渉する必要があるときは、監督職員に報告しなければならない。その交渉記録については書面にて監督職員に報告すること。

1-5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
- 2 上記1により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- 3 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 4 上記1及び2の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

1-6 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第54条第2項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを発注者に提示すること。

1-7 下請け及び資材の調達について

工事の施工に際し、下請発注する場合は、積極的に市内業者と契約するよう努めるとともに、市産品建設資材および市内調達資材（市内に本社、本店のある代理店等から調達

した資材)についても積極的に使用するよう努めるものとする。市内調達できない場合は、理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

第2節 工事施工

2-1 一般事項

- 1 本工事は一級河川紀の川での施工であるため、管理者である国土交通省和歌山河川国道事務所等に対して、河川法第24条、第26条第1項の占用許可を得なければならない。受注者の計画に基づき和歌山市から申請するため、受注者は契約完了後、設計図書の照査を行い、速やかに施工計画を立案し、申請に必要となる図面等を作成しなければならない。(申請から占用許可が下りるまでに約90日の日数が必要となる。)必要な図面等については監督職員の指示に従うこと。なお、許可内容に変更が発生した場合は、変更申請が必要となる。
- 2 受注者は、本工事の一般施工については、土木共通仕様書(土木請負工事必携 和歌山県 最新版)に基づいて行わなければならない。
- 3 施工に先立ち、工事の内容、工期、地盤条件、施工条件、地下埋設物、架空線、環境保全、安全性等を十分に調査及び検討し、綿密な施工計画を立てること。
- 4 受注者は、現場に本工事の工法及び設備に精通している技術責任者を常駐させるものとする。
- 5 6月16日から10月15日までの期間は出水期間中であるため、河川区域内での河川管理上支障となる工種については、実施してはならない。ただし、出水期間中であっても水防及び河川管理上支障とならないものについて、河川管理者と協議のうえ承諾を得た場合は実施できるものとする。
なお、上記について出水等による手戻りが生じた場合でも、設計変更の対象としない。
- 6 受注者は、監督員と協議の結果、設計図書に変更が必要となった場合は、変更数量計算書及び変更図面を作成するものとし、打合簿に添付するものとする。また、精算において、設計変更が必要となった場合は、工事完成前に変更数量計算書及び変更図面を作成し、変更設計書の作成に協力するものとする。

2-2 施工管理基準

- 1 受注者は、工事の品質管理基準及び出来形管理基準については、次に基づいて行わなければならない。
 - ① 工程表及び出来高工程管理図・表、工事日報・日誌、工事予定週報・月報
 - ② 出来形管理図・表、出来形成果表、出来形展開図
 - ③ 土木工事施工管理基準、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値(土木請負工事必携 和歌山県 最新版)
 - ④ 上記以外については、監督職員の指示による。

2-3 提出書類

- 1 提出書類及び提出時期については、別紙「請負工事で使用する書類の提出条件等一覧表」による。
- 2 指定する工期内に工事完成すべく受注者は、工程表とともに施工計画書を作成し、提出すること。

- 3 施工体制台帳、施工体系図及び使用材料の製品リスト等をあらかじめ提出した後でなければ工事に着手してはならない。
- 4 受注者は、上記 1 のほか工程管理書類として、施工時に工事予定週報・月報の提出を求める場合があるので、監督職員の指示により随時作成すること。
- 5 受注者は、工事施工において自ら立案し、実施した技術力及び創意工夫並びに社会性等（地域への貢献も含む）として評価できる項目について、具体的な事例を記載し、工事完了までに提出することができる。
- 6 受注者は、上記 1、2、3、4、5 のほか監督職員と協議のうえ必要なものについては、提出すること。

2-4 工事記録写真

- 1 受注者は、工事記録写真は、以下の基準等に基づいて行わなければならない。
 - ① 写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準
（土木請負工事必携 和歌山県 最新版）
 - ② 土木工事写真の手引き
（全国建設技術協会・全国土木施工管理技術協会）
- 2 上記 1 以外及び種別・様式及び詳細については、監督職員の指示によること。
- 3 施工途中においても工事記録写真の提出を求める場合があるため、受注者は、速やかに提出できるよう常に整理しておくこと。
- 4 監督職員と協議のうえ電子納品で行う場合は、その基準を一部変更する場合がある。

2-5 完成図書

- 1 工事記録写真は、A4 版ファイルに綴ること。また、ダイジェスト版を必ず作成すること。なお、写真はデジタル写真としプリントアウトしたものと電子データの双方を提出すること。
- 2 完成図は、主に平面図、縦断図、横断図、構造図等であり、監督職員に確認し作成するものとする。なお、構造物について作成するものとし、仮設物については対象外とする。（ただし、残置させた仮設物については、位置、構造、規模等を平面図に記すこと。）完成図にかかる提出書類は次のとおりである。

① 完成図（A3 版背貼製本）	2 部
② 完成図の電子データ（dwg 及び PDF 等）	1 式
- 3 その他「請負工事で使用する書類の提出条件等一覧表」に記載した図書
- 4 受注者は、完成図書の作成については、和歌山県土木工事施工管理基準運用方針（土木請負工事必携 和歌山県 最新版）を参照し、監督職員と協議し、作成すること。

2-6 施工条件

工事実施における施工条件（現地状況・案件、要求要件）は下記のとおりとする。

- ① 本工事の計画高水位 HWL=T. P+4.489m である。
- ② 河川管理道は一般者が通行するためフェンス等で分離措置を講じるとともに細心の注意を払って施工しなければならない。
- ③ 撤去した部材の搬出は、係留施設からを予定している。現地を確認した上で施工計画を立案すること。

2-7 使用材料

1 使用材料の検査について

- ① 受注者は、本工事に使用する全ての製品及び材料は、品質証明、見本又は試験結果等により監督職員の検査又は承諾を受けたものを使用しなければならない。なお、製品及び材料の承諾については、当該製品及び工事材料を使用するまでに書面にて提出すること。
- ② 使用材料については、特に指定の無いもので、日本工業規格(JIS)等の規格のあるものは、これらの規格に適合するものであること。

2 汚濁防止フェンスの使用について

- ① 本工事で使用する汚濁防止フェンスは以下により積算している。受注者は現場条件に合致したカーテンを選定し、施工に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。

使用資材	規 格	寸 法	強 度
汚濁防止フェンス	φ300 単独フロート	丈長 3.0m×延長	1000 以上 2000 未満

- ② 受注者は施工に先立ち汚濁防止フェンスの構造図を監督職員に提出し承諾を得るものとする。ただし、水深、設置延長等の確認については監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

2-8 品質管理試験等

- 1 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
- 2 上記項目以外の各種材料、機械等の試験については、監督職員の指示するものとし、成績表等を提出することとする。なお、試験は、基本的に公的機関試験所（場）または監督職員の指示する場所にて行うこととし、試験に要する費用は全て受注者の負担とする。また、監督職員の指示する製品については、出荷証明書を提出すること。

2-9 使用機械

- 1 受注者は、主要土工3機種〔バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザ（ディーゼルエンジンが7.5～260kw）〕の建設機械については排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械（以下「対策型」という。）を使用しなければならない。
- 2 上記1の機械使用に際し、受注者は、施工計画書の記載内容（①機種②メーカー③形式④台数）と現場で使用する建設機械と相違がないか確認するとともに、対策型に貼り付けられた「指定ラベル」を確認できる記録写真を必要に応じて監督職員に提出すること。
- 3 本工事箇所は特に生活環境を保全する必要があるため、受注者は、普及台数の多い建設機械5機種〔発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）ローラ類、ホイールクレーン（ディーゼルエンジンが7.5～260kw）〕については、低騒音型・低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。
- 4 当初設計においては、対策型を使用するものとして積算しているが、受注者が対策型を使用しない場合は設計変更を行うものとする。なお、同一機種が2台以上使用され、対策型と未対策型が混合している場合は、すべて未対策型が使用されたものとして取り扱うこととする。

2-10 監督職員による検査及び立会等（段階確認を含む）

- 1 受注者は、検査対象物が本工事完成後において不可視部分となる箇所については、監督職員に立会いを求め確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、本工事の段階確認については、土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-6 に該当する工種を対象として行うものとする。具体的な工種については、原則として施工計画書提出時まで監督職員と協議し定めるものとし、その内容を施工計画書に記入すること。
- 3 確認及び立会いにおいて、デジタルカメラ、インターネット等の電子ツールを活用することによって工事現場の出来形等を映像情報として明瞭に確認できる場合は、臨場を伴わなくとも確認及び立会いとして行うことができる。

2-11 異常出水の処置

- 1 本工事の施工に際して、出水等に対する仮設物の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行って実施するものとし、その費用については設計変更の対象とする。
- 2 異常出水に伴って、仮設構造物の撤去の必要が生じた場合には、監督職員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

2-12 他工事との調整

- 1 「河西橋旧橋撤去工事その3」が本工事と同時期に近接して実施されることから、監督職員及び受注者間においても工程調整を必ず行い、相互に協力して施工を行うこと。
- 2 本工事区間に一部重複、他企業体等の工事が施工されることとなった場合は、受注者間において相互の連絡調整を密に行い工程調整を行って施工すること。また、必要に応じて監督職員に報告すること。

第3節 建設副産物の処理

3-1 一般事項

- 1 受注者は、本工事によって発生する建設副産物については、自らの責任において、適正に処理しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の処分後に生活環境の保全、公衆衛生またはその他の問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

3-2 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1 本工事は、特定建設資材を用いた建築物以外のものの解体又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）で規定する建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下、「建設対象工事」という。）であるため建設リサイクル法に基づき分別解体等及び再資源化の実施について適切な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、下記のとおり設定しているが、建設リサイクル法第13条に基づく書面に記載する「解体工事に要する費用等」で定める事項は請負契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであって、発注者が積算上条件明示したのと別の方法であった場合でも変更の対象とはしない。ただし、契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定していた条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。またこの変更は設計変更の対象とする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設

本工事においては次の再資源施設への搬入を想定し積算している。

種 類	施設の名称	所在地
コンクリート殻 無筋	(株)中野建設	和歌山市西田井 505
コンクリート殻 有筋	(株)中野建設	和歌山市西田井 505

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 書類の提出

① 建設リサイクル法第 12 条に基づく「説明書」の提出

本工事の落札者は、すみやかに次に掲げる事項の事前調査を実施し、該当項目がある場合は、分別解体等の計画等を作成する。

事前調査事項

- | | |
|-------------------|-----------|
| イ 対象建築物等及びその周辺の状況 | ニ 残存物品の有無 |
| ロ 作業場所の状況 | ホ 付着物の有無等 |
| ハ 搬出経路の状況 | |

この計画作成後、建設リサイクル法第 12 条に基づく「説明書」（別表 1）を作成し、監督職員に提出のうえ協議すること。

② 建設リサイクル法第 13 条に基づく書面の提出

上記①の協議終了後、建設リサイクル法第 13 条に基づく書面（別紙様式 2「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 13 条に基づく書面」）を 2 部作成し、契約使用印押印後（印紙貼付は不要）監督職員に提出すること。

この際、書面作成にあたり次の点に注意することとする。

- （1）解体に要する費用は、「特定建設資材」だけでなく、その他の建設資材を含めた全体の解体に要する費用（積込費を含む直接工事費）を記入すること。
- （2）再資源化等に要する費用は、「特定建設資材」のみの再資源化等を行うための費

用(運搬費を含む直接工事費)を記入することとする。

(3) 分別解体等の方法は、①の説明書の別表中「工程ごとの作業内容および解体方法」と同じ内容を記入することとする。

(4) 再資源化等をする施設の名称および所在地は、具体的な施設の名称および再資源化施設のある所在地(本社、営業所ではない)を記入することとする。

落札者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)。

- 3 対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、分別解体等の計画等に記載された事項を告げなければならない。また、このとき下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付することとする。

受注者は、準備工等を含む工事着手については、前記2の②の書面が発注者から交付された後で、監督職員の承諾を得てから行うこととする。

また、施工に際しては、分別解体等の計画に基づく手順等で適正に実施し、特定建設資材廃棄物については、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行うこととする。

- 4 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面(別紙様式3「再資源化等完了報告書」)に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3-3 再生資源利用〔促進〕(計画・実施)書について

1 再生資源利用計画書・実施書の作成について

① 受注者は、工事請負契約締結後15日以内に再生資源利用計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を受けなければならない。

② 再生資源利用計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 土砂・碎石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量

ロ 前記イの利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量

ハ 前記ロに掲げるもののほか、再生資源の利用に関する事項

③ 受注者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録(実施書)を作成し、監督職員に提出し承諾を受けなければならない。

2 再生資源利用促進計画書・実施書の作成について

① 受注者は、工事請負契約締結後15日以内に再生資源利用促進計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を受けなければならない。

② 再生資源利用促進計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 指定副産物の種類ごとの搬出量

ロ 指定副産物の種類ごとの再資源化施設または他の工事現場への搬出量

ハ 前記ロに掲げるもののほか、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

③ 受注者は、再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、その実施記録(実施書)を作

成し、監督職員に提出し承諾を受けなければならない。

- ④ 再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の作成部数は3部とし、2部を監督職員に提出し、1部は工事受注者が工事完成後1年間保管しなければならない。
- 3 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及びその実施状況を記載する書類の様式については、最新版を国土交通省のホームページよりダウンロードして使用するものとし、書面と電子媒体両方提出すること。

3-4 産業廃棄物の処理

- 1 受注者は当該工事から発生する建設産業廃棄物（以下「建廃」という。）について、責任を持って処分すること。
- 2 受注者は、工事着手前に建廃の処理方法を記載した建設産業廃棄物処理計画を施工計画書に記入し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、建廃の処分については、受注者と処分業者及び受注者と収集運搬業者の2社契約書の写し、運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業許可書の写し、処分業者の営業許可書の写しを監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は処理に係る契約書のコピーを事前に提出すること。なお、受け入れ伝票の原稿を発注者、コピーを受注者で保管すること。また、マニフェストについては、直行用マニフェストの場合A票、B2票、D票及びE票、積替用マニフェストの場合A票、B2票、B4票、B6票、D票及びE票のコピーを発注者、原本を受注者で保管すること。

第4節 安全管理

4-1 一般事項

- 1 受注者は、本工事にかかる安全管理について、土木請負工事必携（和歌山県 最新版）の記載されている基準及び指針のほか、本仕様書に基づいて行わなければならない。また、工事期間中は安全巡視員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視・連絡を行わせ安全確保に努めること。
- 2 交通誘導員の配置等については、河川管理者の指示に従うとともに、所轄警察署及び地元住民等関係者と交通誘導員の配置等について十分に協議し、その指示に従うこと。なお、協議した結果により配置人員を変更する必要がある場合は、交通誘導員の出面がわかる日報、伝票等を整理、集計し、提出することとし、設計変更の対象とする。
- 3 付近を航行する船舶の安全のための安全監視船運転を近接工事である「河西橋旧橋撤去工事その3」にて工事箇所の上流に各1隻（2隻/日）配置する計画となっており、相互に調整して施工を行うこと。なお、近接工事が休工等により安全監視船の配置ができない場合、本工事にて安全監視船の配置を行うものとする。安全監視船の配置を行った場合、監督職員の承認を得たものに限り、設計変更の対象とする。
- 4 受注者は、近隣住民の生活環境保全に努め、騒音、振動、臭気、夜間照明等の対策を十分行い、公害の生じないよう特に留意すること。さらに、現場周辺的环境整備（除草、水路管理、散水等）については監督職員の指示による。なお、それらに要する費用は全て受注者の負担とする。
- 5 受注者は、年末年始等の休暇の際は、休暇日の安全巡視体制及び緊急連絡体制等を監督職員に書面にて報告しなければならない。
- 6 安全対策については、万全を期することは基より現場に係わる作業員全員に作業の流れ

を十分把握させ、事故の無いように努めること。

- 7 本工事区間において、工事車両等の進入を含め、安全管理等に十分留意し施工すること。
- 8 本工事は河川区域内の管理用道路を工事用道路（搬入出路）として使用するため、最善の注意を持って利用すること。また、河川管理者より補修等の指示がある場合は受注者により対応すること。
- 9 河川区域内の管理用道路は一般の方の利用がある。また、近隣の小中学校の課外授業や河川敷公園でのイベント等が行なわれ、管理用道路の利用が制限される場合、工程の調整を行い出来る限り協力すること。

4－2 作業場の区分

- 1 受注者は、工事施工中の現場、材料置場及び材料加工等作業現場に工事関係者以外の者及び一般車両が誤って立ち入る事がないよう仮囲を行い、他と区別し同時に不断の注意を払うこと。
- 2 受注者は、本工事現場の工事車両出入口は、標識類で標示したうえ誘導員を配置しなければならない。

4－3 保安設備

- 1 受注者は、工事現場には労働安全衛生規則に定める規準等に基づく保安設備を設けなければならない。
- 2 河川区域内の保安設備については監督職員と協議し、河川管理者の承諾を得ること。

4－4 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械、桁等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督職員に報告しなければならない。

第5節 その他

5－1 工法・形状変更への対応

- 1 受注者は、構造物等の施工において、当初予測できない湧水、その他の障害のため通常の工法・形状では初期の目的を達成する事ができない場合、工法及び対策を監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとし、監督職員の承認を得たものに限り、設計変更の対象とする。

5－2 地下埋設物、架空線

- 1 受注者は、地下埋設物、架空線については、事前に調査のうえ十分に把握し施工に支障なきよう監督職員と協議のうえ対策を講じること。また地下埋設物や架空線の保安上必要となる処置について当該管理者より指示があった場合は、受注者が責任をもって、その対策を講じなければならない。なお、地下埋設物を把握するために試験掘等が必要な場合は、実施すること。
- 2 工事の施工に伴い支障となることが予測される地下埋設物、架空線について、受注者は、

当該管理者と現地立会のうえ移設方法及び位置等を協議し、速やかに監督職員に報告するものとする。また保安対策についても十分に協議を行い、事故の発生を防止すること。必要に応じて、工事打合せ簿を作成し監督職員に提出するものとする。

5-3 工事による損害

- 1 受注者は、工事施工中及び施工後に、工事に起因すると考えられる損害が発生した場合の補償及び修復については、監督職員と協議し、速やかに対応すること。
- 2 受注者は、工事着手前に工事施工により沿線家屋等へ損害が発生することが予想される場合は、その対策等を検討し、監督職員と協議しその指示に従うこと。また損害の発生が予想されながら、その旨を監督職員に報告せず、工事施工をおこなった場合については、発注者からその瑕疵を請求する場合があるため、注意すること。
- 3 受注者の責により、近隣住民・地域関係機関等、その他に与えた一切の損害については、全て受注者の負担とする。
- 4 本工事施工箇所は、漁業区域であるため、施工にあたり汚濁防止フェスを設置し発生する濁水の流出を防止しなければならない。以下に留意事項を示す。
 - ① 汚濁防止フェスは、施工区域を囲むように設置する。
 - ② 汚濁防止フェスは、上部及び下部より濁水が漏れないように設置する。
 - ③ 増水時に汚濁防止フェスの高さが足りない事がないように、十分な余裕を持たせること。
 - ④ アンカーブロック、アンカーワイヤ等を用い、汚濁防止フェスを係留する処置を講じること。
 - ⑤ 河川での降雨増水時など汚濁防止フェスが流される恐れがある場合は、撤去すること。
 - ⑥ 汚濁防止フェスの設置期間中は適切な保守管理を行うものとする。
 - ⑦ 受注者は、施工に先立ち汚濁防止フェスの構造図を作成し、監督職員の承諾を得ること。

5-4 疑義事項

- 1 本仕様書及び設計書に明示の無い事項、疑義及び当然必要と思われる事項については、監督職員と協議の上その指示にしたがうこと。

5-5 設計及び現地測量

1 事前測量

受注者は、工事着手する前に、既存橋等の現地測量を行い、設計図面との整合を図らなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に書面にて報告し、その確認を請求しなければならない。
 - ① 工事箇所の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的条件又は人為的な施工条件と実際の工事箇所が一致しないこと。
 - ② 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - ③ 既設構造物の高さや位置が設計図書で明示した数値と異なること。

第2章 施工詳細

第1節 撤去工

1-1 旧橋撤去工

- 1 受注者は、橋撤去に当たり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 2 受注者は、下部工の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。なお、クローラクレーンの配置については、吊荷重を考慮し適切な施工機種を選定し、監督職員の承諾を得ること。
- 3 受注者は、旧橋撤去に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。
- 4 受注者は、桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
- 5 受注者は、河川上で、旧橋撤去を行う場合は、撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道の確保に努めなければならない。
- 6 旧橋の撤去延長及び重量については、事前に測量を実施し施工延長を確認するとともに、撤去重量については伝票等で確認できるよう資料を作成し、監督職員に提出すること。

第2節 仮設工

2-1 一般事項

- 1 本節は、仮設工として作業ヤード整備工、橋梁足場等設備工、防塵対策工、汚濁防止工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、仮設工については、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。
- 3 受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。
- 4 受注者は仮設計画を立てるにあたり、上記第1節1-1-2より検討した施工方法に合致した仮設計画を立て、仮設物の構造等の照査を行うこと。

2-2 作業ヤード整備工

- 1 受注者は、ヤード造成を施工するに当たり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。
- 2 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。

2-3 橋梁足場等設備工

- 1 受注者は、足場設備、防護設備及び登り栈橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
- 2 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。

2-4 防塵対策工

- 1 受注者は、工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には監督員と協議するものとし、必要に応じてタイヤ洗浄装置及びこれに類す

る装置を設置し、その対策を講じなければならない。

- 2 受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、監督員と協議するものとし、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。

2-5 汚濁防止工

- 1 受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。
- 2 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

第3節 その他

3-1 熱中症対策に資する現場管理費補正（真夏日補正）の試行について

- 1 本工事は、受注者が希望する場合に、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行対象工事である。
- 2 試行する場合は、「和歌山市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

3-2 ICT活用工事の実施について

- 1 本工事は、受注者がICT活用工事を希望する場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることができる。なお、ICT活用工事を実施する場合は、「和歌山市ICT活用工事実施要領（以下、要領という。）」の内容に従い実施するものとする。
- 2 ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスの各段階においてICTを活用する工事である。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 3 ICT活用工事を希望する場合は、監督職員へ工事打合簿及びICT活用工事計画書を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。
- 4 ICT活用工事に伴う経費については、設計変更の対象とし、ICT活用工事積算要領に基づき必要な経費を計上する。

なお、3次元起工測量、3次元設計データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

また、ICT活用工事（土工）にあつては、受注者はICT建設機械の稼働率を算出し、監督職員に提出するものとする。

- 5 ICT活用工事を実施した場合は、要領に基づき、工事成績評定の「創意工夫」において加点するものとする。

3-3 情報共有システムについて

- 1 本工事は、工事打合簿等の処理において、従来の書面による処理に代え、情報共有システム（ASP方式）を活用する【発注者指定型】の対象工事である。
- 2 情報共有システム（ASP方式）の選定については、「和歌山市情報共有システム活用要領」を確認すること。
- 3 情報共有システムを活用する工事は、成果品について電子納品を実施すること。

3-4 電子納品について

- 1 電子納品に関する基準は「和歌山市電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）によるものとする。
- 2 電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする。
- 3 本工事の成果として定められている成果品の提出部数はガイドラインによるものとする。電子化に要する費用は、現行の積算に含まれているものとする。なお、成果品のうち、電子成果品によらないものは、従来どおり、紙にて提出すること。
- 4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出すること。なお、国の電子納品に係る基準をガイドラインにて変更することにより生じたエラーについては、ガイドラインに沿ったものであれば、エラー無しとみなすこととする。

3-5 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更協議が可能な対象工事とする。
- 2 調達検討資材は次の資材を想定している。これ以外のナフサ由来の建設資材がある場合は、監督員と協議するものとする。

（資材名）

- ・塩化ビニル管、シンナー、塗料、コンクリート用混和剤、止水板（塩化ビニル製）、軽量盛土材（EPSブロック）、合成樹脂排水材、NATM工法用シート、目地板
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

3－6 建設現場における遠隔臨場の試行について

- 1 本工事は、遠隔臨場の試行対象工事であり、受注者が希望する場合に、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」（建築工事については、「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」）を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる。なお、遠隔臨場を試行する場合は、「和歌山市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。

受注者は、遠隔臨場を試行した場合は、効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとし、工事完了後、本市ホームページからアンケートを入手し、技術管理課宛て電子メールで提出すること。

HP:<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyoku/kensetusoumuosirase/1003027.html>

提出先：gijutsukanri@city.wakayama.lg.jp

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承認を

得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

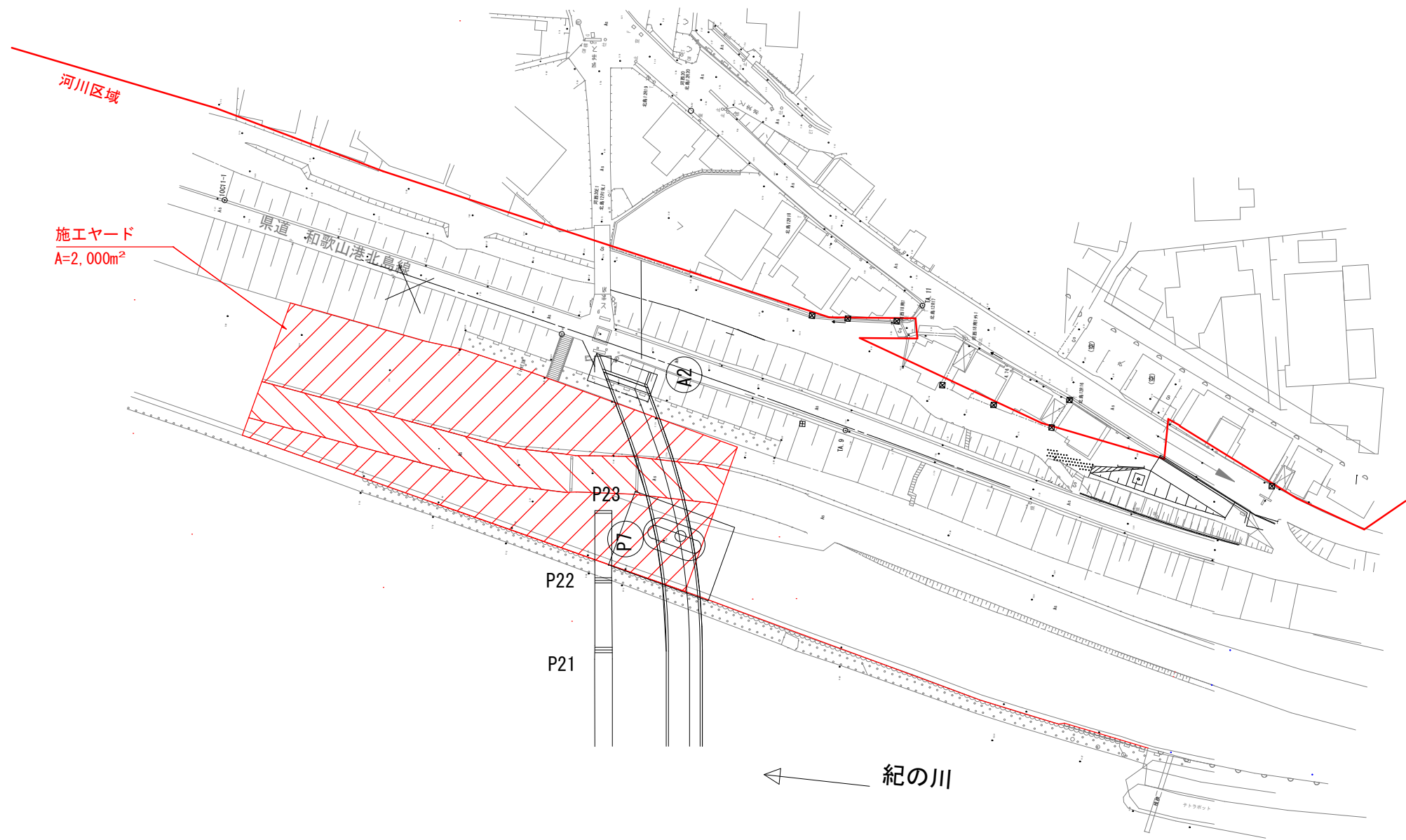
第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

位置図



参考図：仮設計画平面図（右岸）

仮設計画平面図1（右岸）	図面番号
縮尺 1: 500 (A1) 1: 1000 (A3)	



陸揚げ場箇所図



河西橋旧橋撤去工事その4